

平成22年第3回隠岐の島町議会定例会会議録

開会（開議） 平成22年 9月28日（火） 9時32分 宣告

1、出席議員

1番	安部大助	7番	齋藤昭一	13番	吉田政司
2番	前田芳樹	8番	石田茂春	14番	福田晃
3番	平田文夫	9番	高宮陽一	15番	安部和子
4番	齋藤幸廣	10番	米澤壽重	16番	松森豊
5番	是津輝和	11番	遠藤義光		
6番	小野昌士	12番	池田信博		

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	松田和久	定住対策課長	岡田清明
副町長	門脇裕	農林水産課長	山崎龍一
教育長	藤田勲	下水道課長	中前千之
総務課長	渡部國彦	建設課長	井川善寿
会計管理者	嶽野正弘	水道課長	大庭孝久
企画財政課長	齋藤福昌	総務学校教育課長	岩水守
税務課長	池田高世偉	生涯学習課長	高梨康二
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	村上静夫	五箇支所長	村上和弘
保健課長	阿部真澄	都万支所長	石川伸吉
環境課長	浅生久	総務課長補佐	渡部誠
観光商工課長	吉田誠	財政係長	鳥井登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 大 上 博 人 事務局長補佐 田 中 順 子

1、傍聴者 なし

1、町長追加提出議案の題目

議第 105号 工事請負契約の締結について〔久見簡易水道電気機械設備工事〕

議事の経過

議長（ 米 澤 壽 重 ）

ただ今から本日の会議を開きます。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 2 分 ）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

本会期中に「県中村津戸港線と国道 485 号線の交差点の早期改良に関する要望書」が提出され受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、総務産業建設常任委員会に付託といたします。

日 程 第 2、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

議第 105 号「工事請負契約の締結について〔久見簡易水道電気機械設備工事〕」を議題といたします。

日 程 第 3、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

只今、議題となりました議第 105 号について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

皆さん「おはようございます。」

それでは、本日追加ご提案を申しあげました、議案につきましてご説明申し上げます。

議第 105 号の「工事請負契約の締結について〔久見簡易水道電気機械設備工事〕」につつま

しては、去る9月10日、5社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社中国日立島根支社が落札をいたしましたので、同社と契約金額8,190万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

以上、本日提案をいたしました議案につきまして、慎重ご審議をいただき、適切なお決定を賜りますようによろしくお願いをし、提案理由の説明といたします。

**議長（米澤壽重）**

以上で「提案理由の説明」を終ります。

#### **日 程 第 4、質 疑**

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時34分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時34分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 9時35分 ）

**議長（米澤壽重）**

以上で「質疑」を終ります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9時35分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9時35分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11時16分 ）

#### **日 程 第 5、委 員 長 報 告**

「委員長報告」を行います。

始めに、常任委員長報告を行ないます。

まず、会期日程第1日に、各常任委員会の審査に付した決算認定15件、及び請願・陳情2件、会期日程第10日に各常任委員会に付託をした、議第83号から議第104号までの補正予算案及び条例関係等22件、継続審査となっている陳情1件並びに各常任委員会の調査事項を一括して議題といたします。

只今、議題となりました件に関して、所管の委員会における審査の経過及び結果等について、それぞれの委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業建設常任委員長 8番：石田茂春 議員

## 8番（石田茂春）

総務産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は7月15日、9月2日、7日、8日の4日間開催いたしました。7月15日は、11日から12日にかけての梅雨前線豪雨災害箇所を視察いたしました。9月2日、7日、8日は平成22年第3回定例会提出予定議案の事前説明を受けました。また、定例会会期中の9月15日、16日、17日、24日、27日の5日間については、今定例会で付託になった認定第1号「平成21年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第13号、認定第15号、議第83号、議第88号、議第89号、議第92号、議第93号、議第95号、議第96号、議第101号から議第103号まで16件の議案について、所管課長及び関係職員の出席を求め慎重審議いたしました。また、請願第1号についても慎重審議いたしました。

審査の結果、認定第1号、6号、7号、8号、13号、15号については全会一致で「認定すべし」と致しました。また、議第83号、88号、89号、92号、93号、95号、96号、101号、102号、103号についても全会一致で「可決すべし」といたしました。

審査の経緯及び審査過程で出された主な意見、指摘事項等について報告いたします。

1つ目、主要施策の成果説明書と歳入歳出決算付属書類の整合性が非常にわかりづらい。備考欄を上手く活用するようにということでございます。

2つ目、指名競争入札制度については再検討すべきという意見がありました。町の指名は4社以上が基準になっていますが、4社に満たなくても町内業者を優先すべきであるとする。しかし、指名の全てが町内業者で執行すると言う事ではなく、発注工事の認可業種が町内に存在しない場合は、町外発注をやむを得ないと考える。

3つ目、地域協議会のあり方について再検討すべきであるという意見がありました。町長の諮問機関であるにもかかわらず過去1回も諮問はなかった。

4つ目、公用車をはじめ業務委託に出した車両等を使用したときは、洗車、整理、整頓をして収めるよう指摘しておきます。

5つ目、環境モニターは不法投棄のパトロールだけではなく、環境全般に業務を広げるべきという意見がありました。

請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書を政府等に提出することを求める請願」は、全会一致で「採択」と致しました。提出者は、隠岐の島町職員組合執行委員長 近藤勝志

氏であります。理由といたしまして、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、新政権が地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

当委員会の調査事項であります「まちづくり対策事業に関する調査」については、本年度からはじまった集落活性化交付金事業は、6月1日受付より9月27日現在まで、約40集落から申請がありました。町内90近くあるようです。締め切りが10月末であり、啓発活動を含めて地域の活力が出るよう努力いたします。また、地域産業の振興に関する調査については、低価格入札等の勉強会を実施しました。

議会閉会中も引き続き調査研究してまいります。

次に視察の報告をいたします。

視察は7月22日から24日までです。

参加委員は私を含め7名です。

視察先は、デマンドタクシー制度を採用している先進地区であります、愛媛県四国中央市本庁舎であります。

目的は、1、デマンドタクシーの運行状況。2、路線バス及び福祉バス運行状況。3、乗り継ぎ拠点における設備です。詳細については、配付資料のとおりです。その他関係資料は議会事務局に保管してあります。

以上、総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

**議長（米澤壽重）**

次に教育民生常任委員長 15番：安部和子 議員

**15番（安部和子）**

教育民生常任委員会の報告をいたします。

当委員会は、議会初日に付託されました、平成21年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定案件10件、並びに、今定例会で付託されました、平成22年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算7件、条例改正5件、工事請負契約の締結1件、陳情案件2件の計25件と、所管の調査事項であります「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」について慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

当委員会は、議会閉会中の7月15日、8月25日、26日、27日と、会期中の9月15日、16

日、17日、24日、27日に開催いたしました。必要に応じて関係課長、担当者から資料の提出や説明を求めました。また、8月4日から6日にかけて、三重県・伊勢市教育委員会への行政視察を行い、9月15日には島後小中学校校長会との意見交換会も行いましたので、あわせて報告いたします。

まず、平成21年度の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致で「認定すべし」といたしましたが、特に意見や議論のあった点について申し上げます。

保育料の滞納状況であります。私立保育所では11,388千円、公立保育所では、7,446千円、合計18,834千円となっております。この件については以前にも申し上げておりましたが、子育て支援のため様々な保育サービスを充実し、公平なサービスを提供しているにもかかわらず、多額の保育料の滞納は、町民や保護者に対して、不公平感を抱かせるものであります。また、厳しい財政運営上からみても、決して許されることではありません。

保育料の徴収方法については、現場での徴収が色々と問題があるとして口座振替等によって行われるようになりましたが、この徴収方法では、ますます滞納が増えることが想定されます。

町民・保護者間に不公平感を抱かせないためにも、早急に保育所現場における徴収方法等を検討して徴収体制の確立を図るよう指摘いたしました。

次に、平成22年度一般会計及び各特別会計補正予算については、特に意見・指摘事項もなく、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、条例改正についてであります。

隠岐の島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正は、県の交付要綱の改正に伴う一部改正であり、隠岐の島町公民館設置及び管理条例の一部改正は、布施公民館・都万公民館の移転に伴い設置位置を改め、更に、布施公民館については新たな使用料の規定をするもの、隠岐の島町町民運動場設置及び管理条例と体育館設置及び管理条例の改正は、布施小中学校の廃校に伴い、町の運動場・体育館として公共のスポーツ施設とするものであります。

また、隠岐の島町児童館設置及び管理条例の廃止は、町内に設置している布施児童館及び五箇児童館が、保育所等における子育て支援等も充実してきたことから児童館運営の必要性がなくなり、この2つの児童館を廃止するものであります。

なお、施設の跡利用については、自治会・区などで有効活用をするとのことですが、特に、施設の所有権・運営等については、他の地区との公民館・集会所等との不均衡を生じないよう明確にし、後年度に町負担が発生することがないように適切な対応を求め、それぞれ

の条例改正は、全会一致で「可決すべし」といたしました。

次に、養護老人ホーム清松園スプリンクラー設置工事請負契約の締結について申し上げます、特に意見や指摘事項はありませんでしたが、以前にも申し上げているように、他にも公設民営の施設もあることから、これらの施設についても、順次整備を図るよう重ねて申し上げておきたいと思っております。

次に、陳情案件についてであります。

まず、継続審査としていました、隠岐高等学校校長 山田和彦氏ほか 3 名から提出のあった、「島内の高等学校に学ぶ生徒に対する学習と生活支援についての陳情」についてであります、隠岐高校・水産高校の両校長先生の委員会出席を要請して説明を求め、現状把握と理解を深めたところであります。

隠岐高校と水産高校では、多少、現状に違いはあるものの、寮運営や保護者負担の軽減、生徒の確保などについて町に支援を願うものであります。

学校運営は県が、寮の運営は全て寮費で行うこととなっており、寮生が減少すれば寮運営が厳しくなるとのことをございます。

少子高齢化・過疎化による生徒の減少により、学校存続も危ぶまれている状況の中で、その対応が必要ではあります、単に寮運営を支援するとか保護者の負担を軽減するだけでは根本的な解決は出来ない等の意見もありまして、全会一致で「趣旨採択」といたしました。

なお、学校の統廃合等が具体化すれば、将来の隠岐の島町を担う若者の学ぶ意欲や、島民の教育に対する負担も増える可能性もあることから、早急に何らかの対応を検討するよう、要望しておきたいと思っております。

次に、出雲市・島根大学医学部内にある肺炎球菌ワクチンを広める会代表 磯部 威氏、並びに島後医師会会長 高梨俊夫氏から提出のあった、「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める陳情」について申し上げます。

陳情の趣旨は、現在、日本人の死因の第 4 位を占める疾患が肺炎であり、インフルエンザ予防接種と同様、公費で肺炎球菌ワクチンを接種できるよう、国と県に要望してほしいというものであります。

資料等によると、肺炎によって入院した場合、1 回 25 万円程度の医療費がかかると言われており、肺炎球菌ワクチンを 1 万円程度で接種したとしても、1 回接種で 5 年から 9 年有効であるとのこと。更に、肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌による肺炎を予防する効果があり、アメリカをはじめ諸外国では公費による接種が行われているとのこと。であります。

インフルエンザ予防接種と同様、公費で肺炎球菌ワクチンを追加することで、高齢者の肺炎による入院・死亡を軽減できれば、医療費削減、地域住民の福祉の向上につながるとも言われており、全会一致で「採択」といたしました。

最後に、所管の調査事項について申し上げます。

はじめに、行政視察研修についてであります。去る8月4日から6日まで三重県伊勢市教育委員会を視察いたしました。

視察参加者は、議長はじめ常任委員会委員全員と教育委員会から岩水総務学校教育課長の9名であり、伊勢市教育委員会で対応して頂いた関係者は、教育長、教育総務課長をはじめ5名であります。

視察の目的は、1つに、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価制度について、2つ目は、公民館の運営についてのこの2点を目的として、本町の教育行政の充実・強化を図るためのものです。

視察の概要については、お手元の「視察研修報告書」に記載のとおりでありますので、詳細の報告については省略させていただきますが、今議会で報告された隠岐の島町教育委員会の「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・管理報告書」に、学識経験者のコメントが掲載されたことは、視察の成果として評価するものであります。

尚、視察研修に関する資料は、議会事務局に保管してありますのでご参照いただきたいと思います。

次に、島後小中学校校長会との意見交換会について報告いたします。

校長会では、事前に当議会の議長から「島の活性化について」講話があり、意見交換会では、まず、議長の講話内容について質問がございました。その後、教育に関しての意見交換を行ないましたが、委員から「今年度から授業が始まった学校再編による『いじめ』等の現状があるのか。」、また、「町の教育行政を納得しているのか。」との質問に、学校再編の影響につきましては、再編以前から頻繁に行なわれた交流学习の効果もあり、今のところ「いじめ」等は、あまりみられないとのことでありました。

町の教育行政に関しては、「学力向上のためのプロジェクトチームの政策の効果は必ずあると考えており、学校運営については、校長がそれぞれ独自に行っている。」とのことでありました。なお、意見交換の時間が少なかったため、踏み込んだ意見交換が十分ではなかった感がありました。

最後に、大満寺教育キャンプに教育委員会おける教育委員部局職員の発言問題につい

て申し上げます。

その内容は、今年の大満寺教育キャンプにおいて、教育委員会部局の職員が最後のあいさつの中で、子ども達を激励しようとした発言に対して「不適切発言だ。」というメールが教育委員会に届きました。教育委員会では、早速、調査をして発言の内容が不適切だったということを確認し、関係職員を厳重注意し、更に、キャンプに参加した学校・児童・生徒のもとへ出かけ説明するなどの対応をしながら、メール発信者に対しては、メールで説明しようとしたしましたが、発信者に対してメールが届いていないとの報告がありました。

その後も、メール発信者が判明したにも関わらず、発信者のもとに説明に出かけることもなく、教育委員会の考え方が発信者に届かず、事態は思わぬところ、隠岐の島町議会まで問題が拡大する結果となりました。

このことは、教育委員会内部における職員教育が成されていないことを裏付ける出来事であると同時に、その後の不適切な対応により、思わぬところまで波及し、隠岐の島町議会まで迷惑をかけるにいたったことは誠に遺憾であります。

いま、子ども達同士でも、メール等による「いじめ」によって尊い命を自らが絶つという悲惨な事件が多発している中で、教育行政を担当する教育委員会がメールで説明しようとした行為は大きな問題であります。

教育委員会部局、また、町執行部におかれましても、これらのことをしっかりと反省し、信頼回復に全力をあげると共に、今後、この様なことが起こらないよう強く申し入れておきたいと思います。

なお、所管の調査事項であります「教育文化の振興に関する調査」「保健・医療・福祉に関する調査」については、議会閉会中も継続して調査研究してまいります。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

**議長（米澤壽重）**

続いて、各特別委員会における審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

始めに、議会広報調査特別委員長 9番：高宮陽一 議員

**9番（高宮陽一）**

議会広報調査特別委員会の報告を行います。

当委員会は、議会閉会中の7月13日、14日、20日の3日間、委員会を開催をし、6月定例会の内容を中心に「議会だより7月号」、第23号として7月下旬に発行すべく作業を進めてまいりましたが、都合により1週遅れの8月初旬の発行となりました。

編集に当たりましては、7月7日を原稿締め切りとして議員各位のご協力をいただきました。

また、今定例会の9月14日に委員会を開催し、今定例会の内容を中心とする「議会だより10月号」、第24号の編集方針について協議をいたしました。

今定例会は、提案された諸議案のほか、一般質問7名、総括質疑6名でありましたので、全体を16ページとして編集してまいります。

尚、今後の予定は原稿締め切りは10月12日、編集会議は10月18日、19日、26日の3日間行い、11月4日から5日に配布予定でございます。

編集に当たっては、従来とおり担当委員を決め原稿収集をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、調査事項である「議会広報調査に関する事項」は、議会閉会中も引続き、調査研究してまいります

以上で、報告を終わります。

**議長（米澤壽重）**

次に、隠岐の島町医療対策特別委員長 13番：吉田政司 議員

**13番（吉田政司）**

医療対策特別委員会の報告をいたします。

産科医師招聘の実現と診療所医師の退任に関わる件について、特別委員会の見解を申し上げます。

「今年度には、産科医師の招聘を実現したい。」これは、私たち特別委員会が3月議会に示した強い思いであります。

申し上げるまでもなく、地域医療を守ることは、島民が安心・安全に暮らすためには欠かせない。とりわけ、「島でお産ができない」ことは、この島の定住の根幹を揺るがすものであります。

私たちは、長い間、隠岐の島町とともに、これらの解決に取り組んできました。このことについて、昨年おこなった意見交換の中で、隠岐病院からも外科的産科医師を確保し年間100人程度の出産に対応していきたいとの考えが示されました。

私たちは、忘れもしないが「島でお産が出来なくなった。」・・・こうした言葉が飛びかい、テレビ、紙面を賑わしたのは2006年春のことでありました。

医師不足問題の先駆けとなったこの離島の産科医師不足は連日マスコミに取り上げられ、遠くアメリカでも記事として紹介されました。

あれから5年、全国各地で産科医師不足が顕著になり、より一層深刻な事態に陥っているところでもあります。

この間、私たちの町では、一時期、窮状をみかねた本土の医師が助けてくれたことはありましたが、初産、ハイリスク分娩は変わらず本土に渡らざるを得ないのであります。そして今、県にはなんとかしなければとの雰囲気は感じられません。県西部の医師不足問題があるにせよ真に遺憾であります。

ある調査によると、産科医はこの10年で10%程度減少しています。また、新卒のドクターのうち、産婦人科医に進むのは、2から3%でそのうち半分はお産を取り扱わない婦人科とのことであります。

かつて、新卒の10%近くが進んでいたことからすれば、まさに様変わりの現状だといえます。そして、全産科医の40%は60歳を超えているといわれています。

このように、産科を取り巻く環境は厳しく、国、県は、現状打開に躍起になっていますがまだその見通しすら立っていないところでもあります。

こうした大変な産科医不足の中で、医師を招聘すること、とりわけ離島にあっては、こと更厳しいわけですが、住民の皆様方のご協力をはじめ、町及び関係者の粘り強い働きかけにより、島民の願いがようやく実を結ぼうとしています。

よって、本町においては実現の方向に進みつつある、産科医の招聘を実現するよう更なる取り組みを行っていただきたい。

病院においても、住民が強く求めている島でのお産の実現に向け4月に予定される病院の新体制は、産科医師を確保し迎えられるよう努めていただきたい。

委員会では、医師受入れに向けて、働きやすい環境づくりを整えることに協力し、医師招聘への壁を乗り越えたいと考えています。

次に、布施・中村診療所医師の退任についてであります。筑後医師が9月末で退任される。派遣協定を半年残しての中途解除になりますが、委員会ではやむを得ないことと理解いたしています。先生には長い間島の医療に貢献していただきました。この場をおかりいたしまして心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

後任医師については、11月から赴任していただくことになりました。即招聘の運びとなったのは、町が日頃から直向きに努力を重ねてきた取り組みの成果と高く評価いたすところでもあります。今後とも、より一層の情報の収集と整理、働きやすい環境づくりなどに努めていただきたい。

また、「住民の安心・安全な暮らし」に欠かせない町立診療所の医師確保については、本町での招聘を基本に対応していくように改めて申しあげております。一方で派遣元である県の責任もそれなりに求められるわけですが、期待できないのは残念であります。

以上、委員会の見解を申しあげましたが、私たち委員会は島内で安心してお産ができ、子育てができるよう医師招聘を実現し、今後とも「医師が来てくれる島、いてくれる島づくり」を目指し活動してまいります。

また、隠岐の島町の地域医療を守る条例についての必要性についても、今から調査研究を進めたい。そして、安心・安全なまちづくりの一助となればと考えております。

以上で、医療対策特別委員会の報告を終わります。

**議長（米澤壽重）**

最後に、総合交通対策特別委員長 7番：齋藤昭一 議員

**7番（齋藤昭一）**

それでは、総合交通対策特別委員会の報告を申し上げます。

当委員会では所管の調査事項でございます、「隠岐空港利用促進・隠岐航路の整備促進・生活交通網整備促進」に関する事項について検討いたしました。その経過並びに結果について報告いたします。

9月14日、所管の観光商工課長、係長の出席を求め委員会を開催いたしました。

説明を受けた事項の報告をいたします。

隠岐空港利用促進について、伊丹空港から隠岐空港に7月16日から8月29日までの45日間、5年目のJET定期便が就航しました。天候に恵まれ欠航便はゼロでした。集客状況は79.9%、集客目標値の83%には417名不足で80%には12名の不足でした。

原因として考えられる事は、7月の隠岐発集客が低かったこと、大阪から入ってきて復路は島前経由で帰られたことなどが影響しております。しかし、国内の旅行が低迷するなか、よく健闘したとのJAL担当者の評価でございました。来年の計画に期待が持てます。

搭乗率が維持できたのは、役場、議会、商工会など多くの団体の協力がなければ達成できなかったとのことでございます。

隠岐の魅力を全国にアピールし、早くこの体質から脱却し、助成金が年々減少傾向ですので、これを早く必要なしといえるようにしたいものです。

イオンプレゼント企画では400名超えのツアー客、中部国際空港から隠岐空港間のJETチャーター機就航が7月4,5,6日で609名、隠岐空港「空の日」イベントとして、「さよならMD-81」

ラストフライト企画、これは関西空港から新千歳空港をフライトする中で特別に隠岐空港を選び、全国の航空機ファンのために撮影会、町内ミニ観光が実施されました。隠岐を知っていただくにはよい機会でした。

次に、隠岐航路の整備促進については、西郷港フェリーターミナル改修工事竣工式典が8月2日に西郷港で行われました。長さ135mのフェリー岸壁と、老朽化に伴い増築、改修した3階建てのターミナルビルで、隠岐の拠点港として町の発展に大きな力を発揮するものと確信しております。

島前・島後間海上交通整備事業として5月より奥津戸漁港と別府港間を小型船で朝夕1往復便運航を開始しました。隠岐島内での医療関係職員や工事関係者の通勤交通網として島民の利便性を図るもので、8月までのデータでは計画予定利用率をほぼ達成したとのことでございました。今後、島民にその利便性が知れ渡ることで、利用度が上がることに期待しております。

次に、次期高速船導入の検討に入りました。25年11月に退役するレインボー に代わる高速船を選考するもので、運休期間を設けずに就航できる船種として、ジェットフォイルを含め、国内外の運航実績のある船種を対象に情報収集を行っております。今後は広域連合を中心に検討していくことになります。

次に、生活交通網整備促進について、現行の路線バス、乗合タクシー、町営バス、スクールバスを路線バス、デマンドタクシー、町営バス診療所巡回バスとする基本構想はほぼ出来上がっております。その後、大きな変化はありませんが、計画スケジュールに対し、運行業者認定作業が遅れています。作業のスピード化を図るように進言いたしました。

以上のような報告を観光商工課より受けております。

今後、閉会中においても、所管の「隠岐空港利用促進・隠岐航路の整備促進・生活交通網整備促進」についても引き続き調査、研究してまいります。

**議長（米澤壽重）**

以上で「委員長報告」を終わります。

## **日 程 第 6、討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の、議第83号「平成22年度隠岐の島町一般会計補正予算(第2号)」から諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの39件、及び本日の議事日程第5で行ないました、各常任委員長報告及び各特別委員長報告を、一括して討論に

付します。

先ず、反対討論の発言を許します。

( 「なし」の声あり )

「反対討論なし」と認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

( 「なし」の声あり )

「賛成討論なし」と認めます。

ほかに討論はありませんか。

( 「なし」の声あり )

以上で「討論」を終わります。

## 日 程 第 7、採 決

「採決」を行ないます。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、町長提出議案の議第 83 号「平成 22 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 2 号)を採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 83 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 84 号「平成 22 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 2 号)」から議第 91 号「平成 22 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 1 号)までの 特別会計補正予算関係 8 件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 84 号から議第 91 号までの特別会計補正予算関係 8 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 92 号「隠岐の島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」から議第

100号「隠岐の島町児童館設置及び管理条例を廃止する条例」までの9件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、議第92号から議第100号までの9件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第101号「工事請負契約の締結について〔島後清掃センター排ガス分析装置更新工事〕」から議第104号「工事請負契約の締結について〔養護老人ホーム清松園スプリンクラー設置工事〕」までの4件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「可決すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、議第101号から議第104号までの4件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、本日提案されました、議第105号「工事請負契約の締結について〔久見簡易水道電気機械設備工事〕」を採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、議第105号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号「平成21年度隠岐の島町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第15号「平成21年度隠岐の島町上水道事業会計歳入歳出決算の認定について」までの決算認定関係15件を一括して採決します。

本案に対する常任委員長報告は、各委員会共に「認定すべき」であります。

本案を、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

従って、認定第1号から、認定第15号までの15件は委員長報告のとおり認定されました。

次に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、諮問第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、各常任委員長が報告した、請願・陳情計3件を一括して採決します。

本案を、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、請願第1号、陳情第4号、第6号は委員長報告のとおり、決定されました。

以上で「採決」を終わります。

## 日 程 第 8、委員会の閉会中の継続審査・調査付託

「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」の件を議題とします。

各常任委員長・各特別委員長から、審査を終えることのできなかつた事件及び調査を要する問題につき、隠岐の島町議会規則第75条の規定に基づき、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査・調査を行いたいとの申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長・各特別委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査・調査とすることに異議ありませんか。

( 「 異 議 な し 」 の 声 あ り )

「異議なし」と認めます。

よって、各常任委員長・各特別委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続審査及び、調査に付することに決定いたしました。

以上で、「委員会の閉会中の継続審査・調査付託」を終わります。

## 日 程 第 9、議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

本日、お手元に配付のとおり、2件の議案が提出されました。

本案は、隠岐の島町議会会議規則第14条の規定による、議員提案の要件を満たしていますので、直ちに議題といたします。

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました2件の議員提出議案について、提出者から「提案理由の説明」

を求めます。

まず、始に、発議第5号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

8番：石田茂春 議員

8番（石田茂春）

発議第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年9月28日提出

提出者	隠岐の島町議会議員	石田茂春
賛成者	隠岐の島町議会議員	遠藤義光
賛成者	隠岐の島町議会議員	安部大助
賛成者	隠岐の島町議会議員	前田芳樹
賛成者	隠岐の島町議会議員	是津輝和
賛成者	隠岐の島町議会議員	齋藤昭一
賛成者	隠岐の島町議会議員	池田信博
賛成者	隠岐の島町議会議員	松森豊

隠岐の島町議会議長 米澤壽重様

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけこれらの政策分野の充実・強化が求められています。2010年度予算において地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、新政権が地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必

要です。

このため、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次の通り対策を求めます。

#### 記

- 1.医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2011年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 2.地方財源の充実・強化を図るため、国・地方の税収配分5:5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。
- 3.2010年度予算において創設された「地域活性化・雇用等臨時特例費」などに相当する額を恒久的に地方財政計画・地方交付税措置に取り入れ、自治体が安心して雇用対策に取り組める環境整備を行なうこと。
- 4.景気対策を通じて拡大する公共事業に対して、地方負担を増加させることのないよう十分な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月28日

#### 島根県隠岐郡隠岐の島町議会

意見書提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣  
議長（米 沢 壽 重）

発議第5号の「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、これより「採決」を行います。

採決は起立によって行います。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

従って、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書」について、提出者から提案理由の説明を求めます。

15 番：安部和子 議員

15 番（ 安 部 和 子 ）

発議第 6 号 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり隠岐の島町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 22 年 9 月 28 日提出

提出者 隠岐の島町議会議員 安 部 和 子  
賛成者 隠岐の島町議会議員 齋 藤 幸 廣  
賛成者 隠岐の島町議会議員 平 田 文 夫  
賛成者 隠岐の島町議会議員 小 野 昌 士  
賛成者 隠岐の島町議会議員 高 宮 陽 一  
賛成者 隠岐の島町議会議員 吉 田 政 司  
賛成者 隠岐の島町議会議員 福 田 晃

隠岐の島町議会議長 米 澤 壽 重 様

高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、日本人の死因の第 4 位を占める疾病が肺炎と言われています。この中で、最も多いのが肺炎球菌性肺炎であります。

特に高齢者、免疫不全者、慢性呼吸器疾患患者等に関しては致死性的疾病となる可能性が高く、ワクチンによる予防が重要視されています。

肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による肺炎を予防する効果があり、米国をはじめ諸外国では公費による接種が行なわれています。高齢者がインフルエンザに罹患すると気道損傷により、肺炎球菌性肺炎にかかりやすくなります。そのため、インフルエンザワクチン及び肺炎球菌ワクチンの両方を接種することが推奨されています。また、疾患に対しての予防効果、健康面はもちろん、肺炎にかかり治療を要する医療経済の面からも有効であります。

以上のことから、別紙のとおり意見書を提出するものであります。

なお、提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、同厚生労働委員長、参議院議長、同厚生労働委員長、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、島根県知事、健康福祉部長、以上です。

議長（米 沢 壽 重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

これより「質疑」を行います。通告がありませんので「質疑なし」と認めます。

次に、これより「討論」を行います。通告がありませんので「討論なし」と認めます。

次に、「採決」を行います。

この採決は起立によって行います。

発議第6号「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の推進と接種への公費助成を求める意見書」  
については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立「全員」であります。

従って、発議第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 10、議員派遣の件

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

従って、「議員派遣の件」は、原案のとおり可決されました。

以上で、「議員派遣の件」は終わります。

以上を以って、本定例会に提出された議案は、継続審査となった案件を除き、全部議了いたしました。

本日はこれを以って散会し、平成22年第3回隠岐の島町議会定例会を閉会します。

（閉会宣告 12時08分）

以下余白

以上会議の次第は、事務局長が調整したものであるが、その内容は正確であるのでこれを証明するために、ここに署名をする。

平成 22 年 11 月 1 日

隠岐の島町議会議長

隠岐の島町議会議員

隠岐の島町議会議員